

気づいていますか? 景観に配慮した広告物









姫路市内に掲出されている、景観に配慮した屋外広告物をご紹介します

姫路市では、良好な景観の形成及び風致の維持を目的として姫路市屋外広告物条例を定め、屋外広告物の種類や 設置する地域に応じた規制を行っています。

近年では、市民・事業者の皆様の景観に対する意識も高まってきており、広告主の自主的な取り組みによって、周辺景観と調和するよう配慮した屋外広告物を設置する事例が増えてきました。そこで、市民・事業者の皆様に景観に配慮した屋外広告物の一部を、いくつかのパターンに分類してご紹介します。

姫路市では、今後も事例を収集し、紹介することを通して、景観との調和に配慮した屋外広告物が増えていく環境を作り、良好な景観の形成を進めます。

パターン1 白色の面積を増やした事例

(その1) 地色と文字の色を反転

地色と文字の色を反転させることで、コーポレートカラーなどを使用しながら高彩度色の使用を最小限 に抑え、周辺景観へ与える影響を軽減させています。

改修前





改修後

≪配慮のポイント≫

- ・地色と文字の色を反転
- ・高彩度色の使用を最小限に抑えている
- 一部をルーバー形状とすることで表示面積を縮小
- ・照明について、ネオン管の露出したものからLEDの内照 式及び間接式に変更

(その2) 地色を白色に変更

広告物の地色を白色にすることで、高彩度色の使用を最小限に抑え、周辺景観へ与える影響を軽減させています。

標準的な広告物



景観との調和に配慮した広告物



≪配慮のポイント≫

- ・地色の色彩を白色に変更
- ・高彩度色の使用を最小限に抑えている

(その3) 地色の白色面積を増加

広告物の地色の白色面積を増やすことで、高彩度色の使用を抑え、周辺景観へ与える影響を軽減させています。

標準的な広告物



景観との調和に配慮した広告物



≪配慮のポイント≫

- ・地色の一部を白色に変更
- ・高彩度色の使用を抑えている

パターン2 地色の色彩を建築物の壁面と同系色にした事例

広告物の地色の色彩を建築物の壁面と同系色にすることで、建築物との調和を図り、周辺景観へ与える 影響を軽減させています。

標準的な広告物







≪配慮のポイント≫

- ・地色を建築物と同系色に変更
- ・高彩度色の使用を最小限に抑えている

パターン3 規模を縮小した事例

広告物の規模を縮小することで、周辺景観へ与える影響を軽減させています。

標準的な広告物







≪配慮のポイント≫

・建植広告物の高さや表示面積など規模を縮小

パターン4 素材等を変更した事例

広告物の素材や色彩を、周辺景観との調和を意識したものに変更することで、周辺景観へ与える影響を軽減させています。

標準的な広告物

景観との調和に配慮した広告物





≪配慮のポイント≫

- ・広告物の素材を木調に変更
- ・高彩度色の使用を最小限に抑えている

パターン5 建築物の壁面の色彩を変更した事例

建築物の壁面に使用するコーポレートカラーをアクセントとして使用することで、建築物全体の高彩度色の使用を抑え、周辺景観に与える影響を軽減させています。

標準的な広告物

景観との調和に配慮した広告物





≪配慮のポイント≫

- ・建築物の壁面の色彩と広告物の色彩を反転
- ・コーポレートカラーをアクセントとして使用しながら、建築物全体として高彩度色の使用を抑えている

[問い合わせ先]

姫路市まちづくり指導課 (都市景観指導室)

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地 TEL079-221-2541 FAX079-221-2757

姫路市ホームページでも事例を紹介していますので、是非ご覧ください

姫路市景観配慮広告物

